

**改正**

平成18年4月1日市長決裁

平成20年3月18日市長決裁

平成26年3月27日市長決裁

令和4年2月1日市長決裁

令和5年9月29日市長決裁

上尾市交際費支出基準

**第1 目的**

この基準は、市交際費の支出対象等を明示することにより、市交際費の適正な支出を確保することを目的とする。

**第2 市交際費**

市交際費とは、市を代表して交際、交渉等を行う上で特に必要であると市長が認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

**第3 表意者の範囲**

原則として市長とする。ただし、市長以外の職員については、その職務上特に必要と認められる場合に限り、市長政策室長と協議のうえ支出できるものとする。

**第4 市交際費の支出区分等**

市交際費の支出区分、支出対象及び支出額は、別表のとおりとする。

**第5 その他**

- 1 別表の支出額については、地域の慣習等特別な事情により同表に定める支出額により難しい場合には、市長政策室長と協議の上、当該支出額を調整できるものとする。
- 2 市交際費は、その支出内容や金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分配慮して執行するとともに、その適正な執行のため、支出区分、支出対象及び支出額について適宜見直しを行うものとする。

**附 則**

この基準は、決裁の日から施行する。

**附 則（平成18年4月1日市長決裁）**

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月18日市長決裁）

この基準は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月27日市長決裁）

この基準は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 1 日市長決裁）

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月29日市長決裁）

この基準は、令和 5 年10月 1 日から施行する。

別表（第 4、第 5 関係）

支出区分	支出対象	支出額
会費	総会、研修会及び懇談会等で飲食を伴うもの	参加費の額（参加費が決まってい ない場合は、1 万円以内で相当と 認められる額）
弔慰	香典等	原則として 1 万円以内の額
見舞い	病気、災害、事故等	原則として 1 万円以内の額
協賛	市民の福利厚生等に関する事業	原則として 1 万円以内の額
その他	上記に掲げるもののほか、市政推進上市長が 特に必要と認めたもの	社会通念上妥当と認められる額